

29年度 公文書開示状況（3月決定分）

主税局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H30.1.17	H30.3.14	平成27年度第2回合同不動産公売 公告第21号 売却区分番号第1027号に係る「見積り価額の算定について」及び「不動産鑑定評価書」の写し	41	1						1	1	1							<p>(7条2号) 所在等の物件に関する情報、近隣地域の概況、地図や現況写真等は、財産に関する情報であって、当該財産の所有者が個人である場合であって、公にすることにより、財産の状況が明らかになり、特定の個人を識別することができる情報であるため。</p> <p>(7条3号) 所在等の物件に関する情報、近隣地域の概況、地図や現況写真等は、当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人の場合、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(7条4号) 外観、接面区道を撮影した写真は、住居不法侵入等の犯罪の侵入経路の参考に使用されるおそれがあり、これらの写真が公にされることにより、当該不動産の所有者が犯罪の被害者となり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。また、署名及び印影を公にすることで、当該署名又は印影の偽造などにより、当該作成者の財産等を脅かすおそれがあるため。</p> <p>(7条6号) 所在等の物件に関する情報、近隣地域の概況、地図や現況写真等は、当事者にとって通常他人に知られたくない情報であり、公にすることで、情報提供者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるおそれがあるなど行政運営に支障をきたすため。また、租税の徴収に係る事務に関して、違法又は不当な行為を容易にし、又はその行為の発見を困難にするおそれがあるなど行政運営に支障をきたすため。</p>	主税局目黒都税事務所徴収課
2	H30.3.5	H30.3.16	平成7年度から平成23年度までの土地固定資産課税台帳及び家屋課税台帳 土地：東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇 東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇 家屋：東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇(家屋番号〇〇〇-〇〇)	51	1						1	1								<p>1 住所、氏名又は名称 (1) 対象文書が個人に関する情報である場合 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。(2号該当) (2) 対象文書が法人の財産に関する情報である場合 法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(3号該当) (3) 税務調査で知り得た内容であり、公にすることで、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるおそれがあり、行政運営に支障をきたすため。(6号該当)</p> <p>2 現況地目、現況地積、根拠条文、平成29年度価格、課税標準の特例額、比準課税標準額、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額 (1) 対象文書が個人に関する情報である場合 個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(2号該当) (2) 対象文書が法人の財産に関する情報である場合 法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(3号該当) (3) 税務調査で知り得た内容であり、公にすることで、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるおそれがあり、行政運営に支障をきたすため。(6号該当)</p>	主税局港都税事務所固定資産課
3	H30.3.5	H30.3.16	平成7年度以降の固定資産評価証明書・固定資産関係証明書 土地：東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇 東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇 家屋：東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇(家屋番号〇〇〇-〇〇)				1													実施機関では作成しておらず、存在しないため。	主税局港都税事務所固定資産課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	H30.3.5	H30.3.16	平成22年度から平成25年度までの土地・家屋名寄帳 平成26年度の土地・家屋名寄帳 平成27年度から平成29年度までの土地・家屋名寄帳 下記土地・家屋が含まれるもの 土地：東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇 東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇 家屋：東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇(家屋番号〇〇〇-〇〇)				1			1	1				1				(1) 対象文書が個人に関する情報である場合 個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(2号該当) (2) 対象文書が法人の財産に関する情報である場合 法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(3号該当) (3) 税務調査で知り得た内容であり、公にすることで、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるおそれがあり、行政運営に支障をきたすため。(6号該当)	主税局港都税事務所固定資産税課
5	H30.1.29	H30.3.30	・54総法三審第186号の裁決書、審査請求書、弁明書、反論書及び再弁明書 ・56総法審審第720号の裁決書、審査請求書、弁明書、反論書、再弁明書及び再反論書 ・56総法審審第721号の裁決書、審査請求書、弁明書、反論書及び再弁明書 ・59総法審審第7088号の裁決書、審査請求書、弁明書、反論書、再弁明書及び再反論書 ・60総法不審第90号の裁決書、審査請求書、弁明書及び反論書 ・60総法不審第216号の裁決書、審査請求書、弁明書及び反論書 ・60総法不審第217号の裁決書、審査請求書、弁明書及び反論書 ・60総法不審第278号の裁決書、審査請求書、弁明書及び反論書 ・10総法不審第51号の裁決書、審査請求書、弁明書、反論書及び再弁明について	255			1			1	1	1			1				非開示部分① 審査請求人の名称、住所、電話番号、代表者氏名、税額、課税標準及び加算金、同事業所の住所、家屋名称、床面積、従業者数及び従業者給与総額 非開示理由及び非開示とする根拠規定① 公にすることにより、当該法人が審査請求で争っていることや当該法人の財産に係る情報が明らかになるなど、法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(条例7条3号該当)。税務調査により収集したこれらの情報を公にすることにより、納税者からの税務行政に対する信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力が得られなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められるため(条例7条6号該当)。 非開示部分② 審査請求人の関連会社・団体の名称、同事業所の住所、家屋名称、床面積、従業者数 非開示理由及び非開示とする根拠規定② 公にすることにより、審査請求人の特定性が飛躍的に高まり当該法人が審査請求で争っていることが推認できるようになることや関連会社・団体の財産に係る情報が明らかになるなど、法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(条例7条3号該当)。税務調査により収集したこれらの情報を公にすることにより、納税者からの税務行政に対する信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力が得られなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められるため(条例7条6号該当)。 非開示部分③ 個人の氏名、住所(公務員の氏名や事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) 非開示理由及び非開示とする根拠規定③ 公にすることにより、特定の個人を識別することができるため(条例7条2号該当)。税務調査により収集したこれらの情報を公にすることにより、納税者からの税務行政に対する信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力が得られなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められるため(条例7条6号該当)。 非開示部分④ 審査請求人の代表者印、当該代理人印の印影 非開示理由及び非開示とする根拠規定④ 公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため(条例7条4号該当)。	主税局課税部法人課税指導課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。